

## はじめに 事前復興まちづくり計画検討のための

### ガイドライン策定の背景と目的

南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模地震やそれに伴う津波災害、また近年、発生頻度が高まっている豪雨災害等、我が国では多様な大規模災害への備えがますます重要になってきている。

大規模な災害が発生し、市街地等<sup>1</sup>が壊滅的な被害を受けた場合、被災市町村は復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先立って実施する必要がある、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。

一方、我が国の人口減少等、今後の社会情勢を踏まえると、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、過大な基盤整備を行うことを避け、適切な規模での復興まちづくり事業を行うことは地方公共団体の持続可能な経営上も望ましい。

このため、事前に復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは、被災後に復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、適切な規模で被災地を復興し、より良い復興（ビルド・バック・ベター）を実現するために重要な取組みである。

しかしながら、多くの市町村にとっては、復興まちづくり事業を実施した経験はなく、いつ起こるかわからない災害からの復興まちづくりを事前に検討し準備しておくためのノウハウが不足している。さらに従来の防災では、復興は被災した後に取り組めばよいと意識され、復興の事前準備は地方公共団体の防災対策の中で優先度が低く、具体的な取組内容がイメージできない等の課題に直面している。

そのような中、国土交通省においては、平成 30 年 7 月に「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン<sup>2</sup>（以下「復興事前準備ガイドライン」という。）」を策定し、地方公共団体における復興の体制や手順、目標の事前検討等の復興事前準備の取組みを推進してきた。

令和 4 年度に国土交通省が全国の地方公共団体を対象に実施した復興事前準備の取組状況調査（以下「令和 4 年度取組状況調査」という。）によると、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和 4 年 7 月末時点で着手率<sup>3</sup>が約 65%となり、取組みは一定程度定着してきていると考えられるが、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状でもある。（図 1、図 2 参照）

今後も、地方公共団体が復興事前準備の取組みを始めようとする時や地方公共団体の職員向けの復興まちづくりの手順書（以下「マニュアル」という。）の作成を始めようとするときは、引き続き、復興事前準備ガイドラインを参考にして復興事前準備の全体像をつかむことが望ましい。しかし、近年の大規模災害の切迫性等を鑑みると、災害の発生に備え、復興体制と復興

<sup>1</sup> 住居や事業所等の建築物が一定程度、集約している地域をいう。

<sup>2</sup> 参照：[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_tobou\\_fr\\_000036.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000036.html)

<sup>3</sup> 「着手率」とは、復興事前準備の取組み（体制・手順・訓練・基礎データ・目標）のいずれかに「検討済み」もしくは「検討段階」と回答した地方公共団体数を合算し、「取組みに着手済みの地方公共団体数」として、全国の地方公共団体数（都道府県及び市区町村 1,788 団体）に対する比率で示したものの。（令和 4 年 7 月末時点）

手順に止まらず、復興まちづくりの目標や実施方針等、被災地の状況に即した検討に着手することが、地方公共団体に求められている。

そこで、地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像（以下「ビジョン」という。）の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の事前の策定に焦点をあてた「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を策定することとした。

また、大規模な災害が発生した際には、大規模災害からの復興に関する法律（以下「大規模災害復興法」という。）に基づき、国は特別の必要があると認められるときは復興の基本方針を定めるとともに、都道府県においても復興方針を定めることができるとなっており、市町村でも、これらに基づき復興計画を策定することができるとしている。

本ガイドラインに基づき検討された事前復興まちづくり計画は、これらの基本方針や復興方針が定められない場合だけでなく、定められる場合であっても市町村が復興計画を策定するに当たり役に立つものと考えられる。

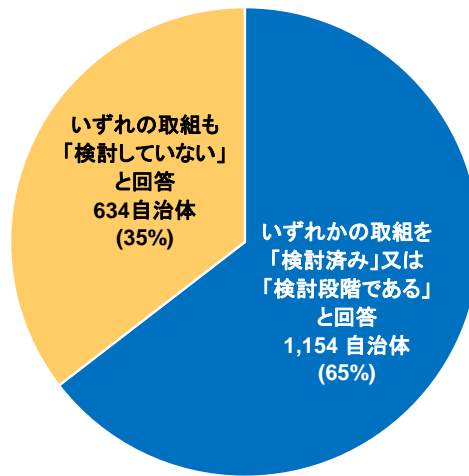


図1 地方公共団体の復興事前準備の取組状況（全体）（令和4年7月末時点）

出典：復興まちづくりのための事前準備の取組状況（令和4年7月末時点）

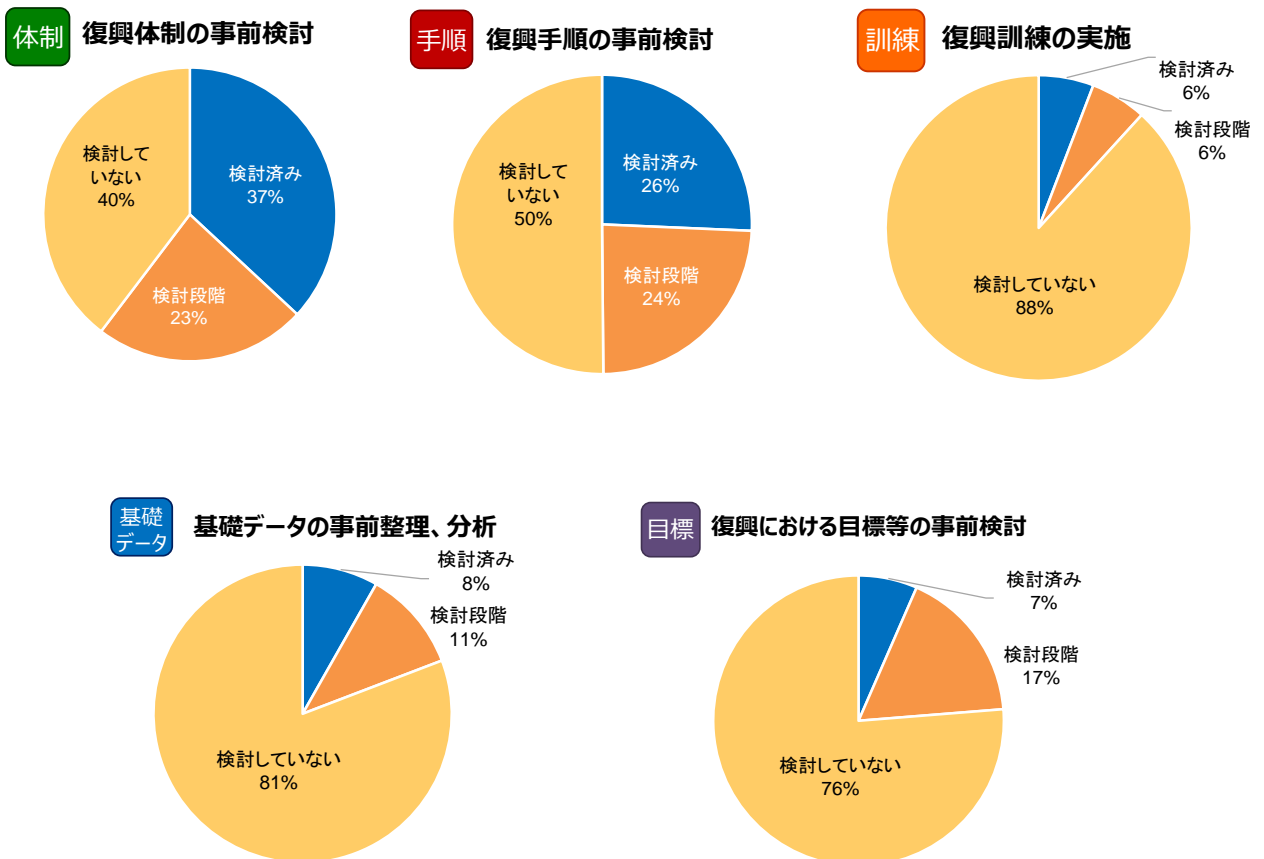


図2 地方公共団体の復興事前準備の取組状況（取組内容別）（令和4年7月末時点）

出典：復興まちづくりのための事前準備の取組状況（令和4年7月末時点）

## ○本ガイドラインの全体概要

本ガイドラインの全体概要は図3のとおりである。

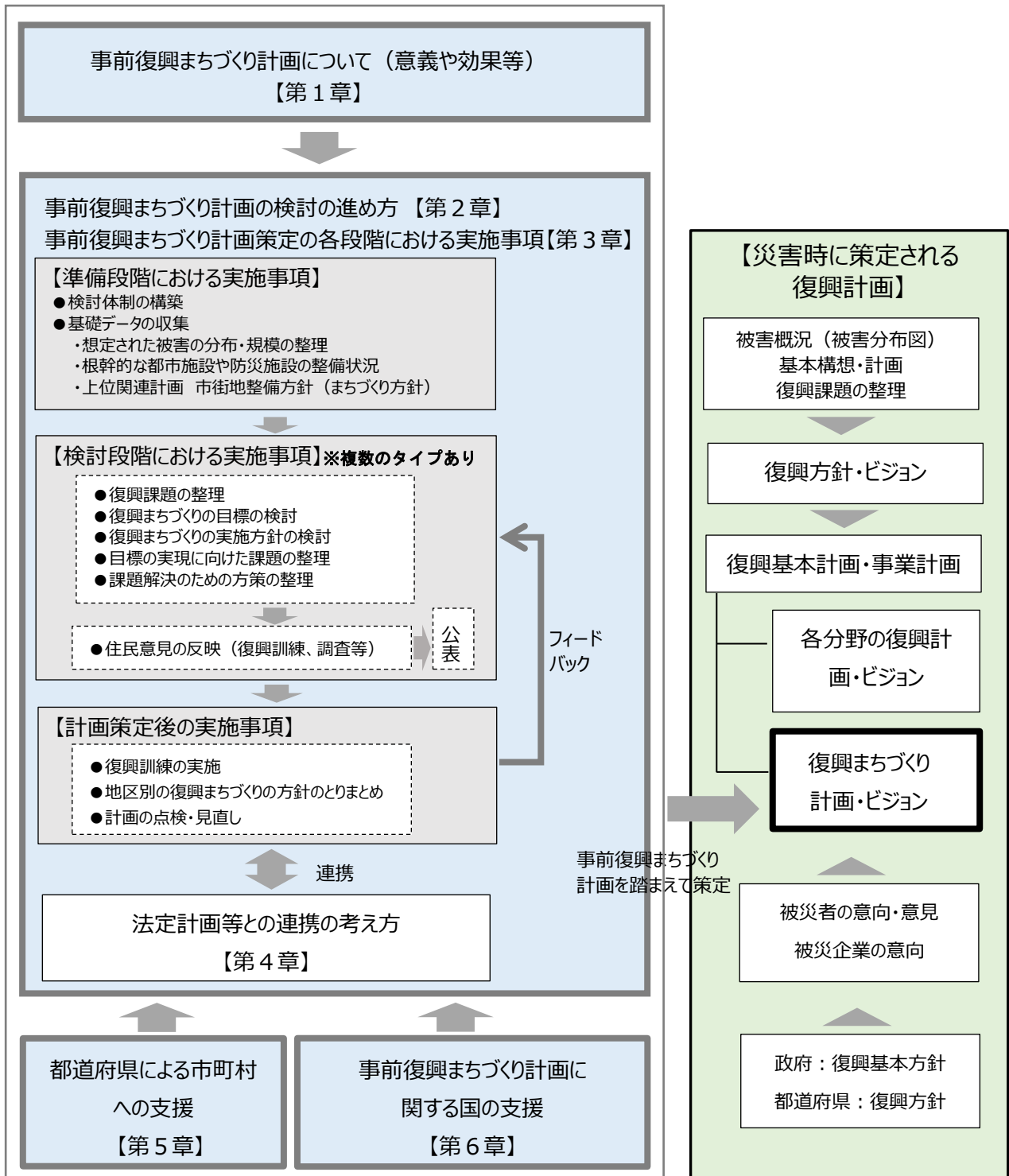


図3 本ガイドラインの全体概要